

平成三十年四月五日付け広島県報（定期）第二十七号の目次の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

区分	誤	正
目次	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (県法規登載)